

総務文教常任委員会

1. 会議に付した事件

- ・第2回臨時会付託案件の審査

1. 開会及び閉会の日時

4月23日 午前10時40分 開会

4月23日 午前10時52分 閉会

1. 出席委員（6名）

委員長	有 若 隆	副委員長	稲 垣 修
委員	大 楠 匡 子	委員	川 岸 勇
委員	堺 武 夫	委員	開 田 哲 弘

1. 欠席委員（なし）

1. 委員外出席議員

議長 山 本 善 郎

1. 説明のため出席した者の職・氏名

市 長	夏 野 修	副市長	齊 藤 一 夫
企画総務 部 長	畑 進	企画総務部次長 総務課長	坪 田 俊 明
砺波消防署長	下 保 範 翁	企画政策課長	高 畑 元 昭
広報情報課長	小 西 喜 之	財政課長	竹 村 和 敏
税務課長	二 俣 仁	教育長	白 江 勉
教育委員会 事務局長	構 富 士 雄	教育委員会事務局次長 こども課長	横 山 昌 彦

教育総務課長 河 合 実

生涯学習・スポーツ課長 三 井 康 司

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 森 田 功

議事調査課長  
議事係長 石 黒 哲 康

主 幹  
調査係長 林 哲 広

1. 会議の経過

午前10時40分 開会

(第2回臨時会付託案件の審査)

○有若委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託されましたのは、案件2件及び報告1件であります。

これより、議案第33号 令和3年度砺波市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第34号 砺波市税条例等の一部改正について及び報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを審査いたします。

なお、議案に対する当局説明につきましては、議案説明会において説明を受けておりますので、付託案件に対する質疑から始めます。

それでは、発言される方はどうぞ。

開田委員。

○開田委員 私のほうからは、令和3年度砺波市一般会計補正予算（第1号）の防火衣についての質問をさせていただきます。

消防団の防火衣ということで100万円の予算が今回ついておりますけれども、この予算によって令和3年度の防火衣の配備というのは、しっかりなされるということでしょうか。

○有若委員長 下保砺波消防署長。

○下保砺波消防署長 令和3年度、今回補正いたします防火衣につきましては、平成29年度から令和4年度までの6か年で配備する計画としておりました防火衣につきまして、1年前倒しをさせていただいて、令和3年度で防火衣の配備を終了するものでございま

す。

以上であります。

○有若委員長 開田委員。

○開田委員 防火衣についても多分耐用年数とかあると思いますので、古い防火衣等々が今後また出てくることになってくると、必要部数が足りなくなると思います。今後も計画的な配備というものを計画していただきたいというふうに思います。これは今後の要望です。

○有若委員長 次に参ります。

川岸委員。

○川岸委員 それでは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業について、確認と質問とさせていただきますと思います。

子育て支援の関係ですけれども、これは7月臨時会、それから12月の定例会でこれの支援事業をやってきたわけですけれども、今回の説明を受けたところによりますと、今回は354世帯というような感じの中で、今回450人の児童に対して支援をするということではなかったかなと思うんですが、それでよかったのかどうかも含めて。

ただ、これ、5月に助成をするというような感じなんですけれども、この周知徹底ですけれども、どのようにされていくのか。大変時間もないような感じなんですけれども、ここらの支援に対する対策はどうなっているのか、それをお聞きしたいなと思っています。

○有若委員長 横山こども課長。

○横山こども課長 委員御指摘のように、昨年度、令和2年度におきまして、ひとり親世帯に対しますコロナ禍における支援ということで、2度、国の10分の10ということで、1世帯5万円、第2子以降3万円というような形で、夏と年末に2回、支給させていただいたところでございます。

今回、3度目ということでございまして、今回は過去の2回と違いまして、子ども1人当たり一律5万円ということでございます。

それに対しての支給について、議案説明の際にも申しましたが、我々、児童扶養手当を支給するのは年6回、2か月に1回、奇数月の11日に支給しております。通常であれば、今度、一番直近である5月11日に3月分と4月分を支給させていただいているんですが、その際に、今回の特別給付金につきましては上乗せして支給をさせていただ

きたい。これは国全体の話でございまして、児童扶養手当の令和3年4月分が支給されている対象者については、申請は必要ないということでございます。これは過去2回についても同じでございました。

したがいまして、御案内はさせさせていただきます。今回、国のこういう事業の中で、子ども1人当たり5万円を支給させていただく、この御案内を差し上げて、申請等は必要なく5月11日に間に合わせたい、そのように考えております。

以上でございます。

○有若委員長 川岸委員。

○川岸委員 それで、報道機関とか国では、二人親世帯についても何か検討していると、これは国の政策ですから何とも言えませんがね。ここらになってくると、児童数、生徒数といいますか、対象者は大分増えるものなんですかね。そういう状況もあるやに聞くものですから、これは国の施策ですので市のレベルではないと思うんですけども、こういう動向、動きといいますか、十分つかんでいらっしゃいますか。

○有若委員長 国の動向ですね。

横山こども課長。

○横山こども課長 今ほど御指摘のとおり、国の報道によりますと、今回補正をさせていただきましたひとり親に対する支援と、もう一つ、新たに低所得の二人親に対しても支援を行いますよという報道について、3月中に出ました。

しかしながら、現時点で私どもに入っている情報といたしましては、二人親に対しての具体的な所得要件、市民税非課税というふうにお聞きしておりますが、対象者の数であったりとか、どこまで、どのようなやり方で支給していくかということについては、まだ詳細な設計が提示されておられませんもので、今回は、今の現時点では補正する材料もございませんし、国からの情報提供があれば、適切な時期にまた補正をさせていただくというか、支援をさせていただく方向になるかというふうなことで、今お答えさせていただきたい。

以上でございます。

○川岸委員 分かりました。ありがとうございました。

○有若委員長 次に参ります。

堺委員。

○堺委員 私は、議案第34号について質問します。市税条例等の一部改正ですが、砺波

市税条例等の一部改正で、個人市民税の令和4年1月1日施行の医療費控除の特例の見直しのところで質問します。

この医療費控除の特例については、平成29年1月から導入されているものですが、今回、一部見直しをした上で、令和8年まで延長されるとのことですが、

そこで、令和元年度、令和2年度の特例を受けた人数及び所得控除額はどのようなものであったのか、お尋ねをします。

○有若委員長 二俣税務課長。

○二俣税務課長 医療費控除の特例の実績ということでございますが、まず令和元年度につきましては6名で、所得控除額は約10万円、令和2年度につきましては5名で、所得控除額が約15万円となっております。

以上でございます。

○有若委員長 堺委員。

○堺委員 2つ目は、報告第2号の専決処分の承認です。

砺波市税条例等一部改正の固定資産税、令和3年度限りの措置ですが、この負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものですが、そこで、前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講じたことによる影響額、税相当額、及びその影響を受けた代表的な地域の概要をお尋ねしたいと思います。お願いします。

○有若委員長 二俣税務課長。

○二俣税務課長 まず、影響額につきましては、税額で約150万円程度と見込んでおります。

主な影響を受けた地域につきましては、例えば出町小学校区の住宅地区で利便性や環境交通条件が良好な、具体的には豊町や三島町、深江一丁目など、評価額が上昇傾向にある地域につきましては、本来であれば負担調整がかかって税額が上がる場所、国の今回の措置により据置きとなっております。

以上でございます。

○有若委員長 ほかに質疑、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○有若委員長 ないようでありますので、付託案件に対する質疑を終結いたします。

これより、付託案件を採決いたします。

ただいま議題となっております議案第33号、議案第34号及び報告第2号を一括して採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有若委員長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号 令和3年度砺波市一般会計補正予算（第1号）所管部分、議案第34号 砺波市税条例等の一部改正について、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて、以上、案件2件及び報告1件については、原案のとおり可決または承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○有若委員長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決または承認することに決しました。

以上で総務文教常任委員会の審査を終了いたします。

○有若委員長 お諮りいたします。本委員会の審査経過と結果報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○有若委員長 御異議がないようですから、そのように決定させていただきます。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

砺波市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

砺波市議会総務文教常任委員会

委員 長 有 若 隆